

長期優良住宅の認定申請等の郵送対応について

郵送による提出等を希望される場合は、下記の内容に十分ご注意の上、提出をお願いいたします。

記

1 申請方法

申請図書一式に別紙送付表(A4縦、所定の書式)

を添えて下記宛先に「郵送」してください。

宛先：〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号

東大手庁舎 3 階 愛知県建築局建築指導課 優良住宅・相談グループ

【留意事項】

※郵送で申請される際は、必ず「郵送による提出の際の留意事項について」をお読みください。

※郵送にあたって必要となる費用はすべて申請者の負担となります。万が一、不備があつて申請書等を本県より送り返す場合も申請者の負担となります。ご注意ください。

※必要な金額の愛知県収入証紙を添付の上、郵送してください。

※「郵送」される際は、必ず信書便を取り扱うサービスをご利用ください。また、トラブル防止のため、できる限り書留郵便等の記録が残るものとしてください。

※認定通知書、副本等の返却を「郵送」で希望される場合は、宛先を記入の上、切手を貼付した返信用封筒又はレターパックを同封してください。信書を送ることができ、受領確認ができるものとしてください。

※郵送に伴う紛失については、愛知県では責任を負いません。

※郵送による受付の場合は、受領書の発行はできません。(完了報告書を除く)

2 長期優良住宅法第 5 条の申請については、受付後に着手可能となることから、書類が到着後に受付審査を行い、代理者へ電話連絡を行います。電話連絡をもつて受付としますので、余裕をもつて提出してください。

3 郵送書類の到着後、受付に 3 日程度要する場合があります。

また、追加書類が必要な場合、図面の修正が必要な場合などは郵送による返却ができない場合がありますので、ご了承ください。

4 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、瀬戸市※、半田市※、豊川市※、刈谷市※、安城市※、西尾市※、江南市※、小牧市※、稻沢市※、東海市※、大府市※の認定等については、各市の担当窓口までお問い合わせください。(※の市について、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の住宅は建設地の市役所で行います。ただし、建築基準法に基づく許可を要する場合は、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の住宅についても愛知県に提出してください。)

2023 年 5 月 30 日

(問合せ先)

愛知県建築局建築指導課 優良住宅・相談グループ

TEL 052-961-9719 FAX 052-961-9715